

第15回警察庁会計業務検討会議（第1部：契約案件の審議）概要

※本会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面にて行ったものである。

〔案件1〕 ダークウェブ等におけるテロ等関連情報収集・提供業務（警備企画課・会計課）

【委員】 随意契約の理由として、個別の条件については、これを満たすものも複数存在するものの、すべての条件を満たすものは一者に特定されるとあるが、一者に絞った具体的な選考の経緯を明らかにされたい。

契約業者（A社）は、B社の代理店で、受託業務もB社に丸投げ再委託と思われるが、情報が地政学、国際情勢、安全保障面から偏りすぎるリスクはないか。

前年度も契約しているようだが、多方面からの情報を得るためには、複数者、少なくとも2者以上と契約する必要性もあるのではないか。

月額で記載された契約金額の算出根拠は人件費か。予定価格決定方法が安易過ぎるのではないか。

【回答】 同様の情報提供サービスを行う複数者（5者以上）からヒアリングを行うなどにより、対応言語、情報の提供方法、情報の利用制限等、複数の要件について整理を行ったところ、警察庁として不可欠と考える要件を全て満たしている者が1者であったことから、特定調達契約審査委員会における審査を経た上で1者に絞ったもの。

提供される情報については、警察庁からテーマを指定し、警察庁が必要とした場合には追加調査、情報源の開示を行うこととしており、それらの情報も含めた上で、警察庁において本委託業務で得られた情報を含めた複数の情報を総合的に分析しているため、必ずしも偏りが発生するものとは考えていないが、今後必要性を勘案した上で複数者のサービスの併用も検討事項の一つとしたい。

契約金額の算出根拠はサービスを利用する上でのライセンス費用である。

また、予定価格決定方法については、市場価格がないことから、見積価格と実績価格を比較し、安価な価格を採用することとしており、その決定方法は妥当と考えている。

【委員】 本契約が随意契約であることについて、「条件を満たすものが1者に特定される」とのことである。B社の正規代理店がA社しかないので、やむを得な

いと考える。しかし、見積価格が妥当か精査する余地はないか。たとえば国際価格と比べても妥当かといった点を調べることはできないか。

【回答】 契約金額の算出根拠はサービスを利用する上でのライセンス費用であるところ、類似の情報提供サービスを行う複数者の費用と比較しても、見積価格は妥当である。

【委員】 予定価格決定のための調査方法に、「見積価格と実績価格を比較し」とあるが、ここでいう実績価格とは何であるか。

【回答】 平成30年度の契約実績価格である。

【委員】 回答については、承知した。

ただし、他委員の質疑の回答に、「類似の業者との比較を実施した」旨の記載がある。そのような客観的な調査を実施しているのであれば、資料として残すとともに、契約概要にも記載するようにお願いしたい。

〔案件2〕 即時処理用データ端末装置1式 賃貸借外(情報通信企画課・会計課)

【委員】 調達物件は、汎用性のあるデータ端末装置(パソコンとプリンター等)のように見受けられ、それ自体に特別な開発経費がかかるとも思えない。入札参加業者数が1者となったのは、警察庁のホストコンピューターとの接続について、参入障壁がないのか、それとも装置仕様が画面表示にいたるまで細かすぎて、契約相手方が市販する機器の仕様に近く、他者の障壁になっていないのか、これらの障壁がなければ、個数の多い汎用品のリース契約なので、競争が働き、契約額は大幅に下がるものと思われる。他者の参入障壁につき具体的に明らかにされたい。

【回答】 OS や OA ソフトウェアは一般に流通している市販品と同等のものを指定し、それ以外の構成部は最低限の必須条件のみを示しており、多数の業者が参入可能な仕様としている。

その一方で、警察庁ホストコンピューターとの接続については、仕様で示したインターフェース規約や画面仕様に基づき、契約相手方がシステム設計や開発、プログラム作成を行う必要があり、同種システムの開発実績がない業者は、開発経費が嵩み落札できないと判断して、入札を辞退したものと思われる。

【委員】 本契約の入札参加業者が1者だったことについて、「同種システムの開発実績がない者が入札を辞退した」とのことである。しかし、このままでは、実績のある者が常に今後も契約し続けることになってしまわないか。新規業者を参入させる工夫はできないか。

また、入札不調で不落随意契約となったのはなぜか。

【回答】 OS や OA ソフトウェアは一般に流通している市販品と同等のものを指定し、それ以外の構成部は最低限の必須条件のみを示しているほか、警察庁ホストコンピュータとの接続に必要なインターフェース規約や業務プログラムを作成するために必要な情報など、システム設計に必要な情報は提示しており、多数の業者が参入可能な仕様としている。

現在、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）に基づき、警察庁では警察情報システムの合理化・高度化に取り組むこととしており、今回は新規参入業者が参入できる仕様になるものと考えている。

また、入札不調の原因としては、適正な予定価格を設定していたものの、入札において応札価格が予定価格に達しなかったためである。

【委員】 現行装置の更新という内容であるが、他の業者に変更する余地はあるか。契約概要にも記載があるが、システムなので、難しいのではないか。

そうであれば、入札の手間に工数を割く必要がなく、逆に、最初から随意契約とすることで、入札の手間が省かれる分で値引き交渉という形は取れないか。

また、契約内容の内訳を見るとシステムに必要な機器の購入もあるようだが、機器とシステムを別にして契約し、機器の部分だけでも別業者から購入することで、新規参入の余地を作ることはできないか。

【回答】 OS や OA ソフトウェアは一般に流通している市販品と同等のものを指定し、それ以外の構成部は最低限の必須条件のみを示しているほか、警察庁ホストコンピュータとの接続に必要なインターフェース規約や業務プログラムを作成するために必要な情報など、システム設計に必要な情報は提示しており、多数の業者が参入可能な仕様としているため、一般競争入札としている。現在、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）に基づき、警察庁では警察情報システムの合理化・高度化に取り組むこととしており、今回は新規参入業者が参入できる仕様になるものと考えている。

機器とプログラムの別調達については、どちらか一方の不具合により、満足に動作しないといったことを回避するために一括調達としている。

【委員】 今回はより新規参入業者が参入できる仕組みになるとのこと、承知した。対応がしっかり結果に結びつき、今回は入札業者が複数になったのかどうか、必ずモニタリングするようにお願いしたい。

また、システムと機器との一括購入は、業者にとって、有利な取引となる。機器部分については、他者からの他の案件での調達実績や市価など比較して、問題ない価格となっているかのチェックも実施していただくようお願いしたい。

〔案件3〕 携帯電話用データ抽出装置用ソフトウェアライセンス（暴力団対策課・会計課）

【委員】 本契約は1者応札であり、落札率100%である。説明会には9者来ているので、もっと競争率が高くなってもよさそうである。「本件対象資機材本体の導入をしていない業者では高コストとなる」とのことであるが、本件対象資機材本体を導入しているのは、このC社しかないのか。

他に応札可能な業者はいなかったのか。

また、新規業者を参入させる工夫はできないか。

【回答】 本件対象資機材はC社以外の者も取扱うことができる。本件は対象資機材以外の年間ライセンス以外に、警察情報セキュリティポリシーを満たすソフトウェアの年間ライセンス及びアップデートファイル配信並びに機器取扱いのサポート等附帯業務を行うこととしており、附帯業務部分が参入をためらう要因と考えられるが、情報セキュリティ要件を満たすためには必要である。

なお、本件は説明会は開催していないため、9者というのは入札説明書の受領業者数である。

【委員】 対象資機材納入業者が有利となる内容であれば、事案2と同様、最初から随意契約を前提に、交渉した方が、事務処理の手間から良いのではなか。

また、更新ではなく、全くの新規の方が技術の進歩から割安になる可能性の検討はどうなっているか。

【回答】 入札結果を踏まえると、御指摘のとおり随意契約とした方が事務処理の手間がかからず良いものの、内容は既製品の調達及び配信並びにサポート業務実施であることから、競争に付することを不利と判断せず、一般競争入札を行ってきた。

本件は既存のシステムに対する1年間のソフトウェアライセンスで、アップデートファイルの配信も含むため、本体を新たに購入するよりも割安である。

【委員】 他委員の質疑にもあるが、御認識の通り、アップデートファイルを含むのであれば、通常、新規参入は難しいのではないか。

調達の結果（金額）ばかりに目が向くが、9者もの業者が、説明資料を受け取ったにもかかわらず、入札がなかったことから、一般競争入札の合理性に疑義がある。

調達の結果（金額）ばかりに目が向くが、そのための手間（人権費）も調達のコストに含まれるものとして、契約方法を検討する必要があると思われる。

〔案件4〕 大型輸送車（会計課）

【委員】 本契約は1者応札であり、落札率100%である。金額も大きい。「当該車両は架装が多く、多額の費用がかかるため他社の参入が困難」とのことであるが、新規業者の参入を促す工夫はできないか。また、予定価格の算定の仕方は妥当か。

【回答】 応札業者を増やす方策として、応札が見込まれる業者から、応札を辞退する旨の意思表示があったときは、アンケート用紙に辞退理由の記載を依頼し、仕様の見直しに反映できないかの確認等を行うなど、より多くの者が応札できるよう努めている。

予定価格については、従来よりベースとなる車両の業者見積りを基礎として、原価計算により積算した特殊架装を加算して算出した額と、過去の同一車両の納入実績額とを比較し、より安価なものを採用するなど、算定の仕方は妥当と考えているが、高落札率となったことを踏まえ、今後、一者応札となった際の対応について検討していく。

【委員】 仕様が決まっているのであれば、特殊であり、契約概要にも記載があるが、他の業者に変更となる余地が少ないように感じる。

仕様から提案を受けるとするのは、難しい内容であるか。

【回答】 仕様書については、車両に必要な性能や架装を示した内容となっているが、業者を限定する内容ではないと承知している。

担当課と調整し、仕様の改訂に当たっては、業者からより多くの意見や提案をいただけるよう検討していきたい。

【委員】 回答内容については、承知した。よろしくお願ひしたい。

〔案件5〕 人工知能を活用した疑わしい取引に関する情報の分析に係る実証実験（情報通信企画課・会計課）

【委員】 本契約は公募型プロポーザル方式の企画競争による随意契約であるが、5者応札があったものの落札率が97.8%と高くなっている。これはやむを得ないものだったのか。具体的には、評価結果の第2位がD社であるが、同社も人工知能では定評があると思われる。同社と、契約業者であるE社のプロポーザルとの差はどの程度大きなものだったのか。また、仮にD社が受注していた場合、契約金額はどの程度のものだったと考えられるか。

【回答】 企画競争方式における企画提案書の評価結果は見積金額を加味せずに純粹

な提案内容の良否により決定していることに加え、あらかじめ契約上限額を示していることから、事業者が金額を抑制する意義はなく、落札率が高くなることはやむを得ないものと思われる。

また、E社とD社の評価については、企画提案書審査委員会の評価結果が3,538点对2,950点であり、D社と比較してE社が高い評価を得た理由としては、同社提案にはAI-OCR（紙面や画像として取り込まれ、そのままでは分析に活用することが困難である文書データを、AIを活用することによりテキストデータに変換するもの）を活用することにより、他社提案と比較して広範かつ複雑な情報の分析が可能になる点が挙げられる。

なお、D社から提出された見積金額はE社と同額であった。

〔案件6〕 電源機器更新等工事（長野県情報通信部）

【委員】 本契約では入札説明書が5者に交付されているにもかかわらず1者応札となったことについて、「技術者の配置が困難」等が理由として挙げられている。これは、具体的にはどのような事情なのか。また、落札率が99.8%と高いのも気になる。落札率が高くなった要因について、より突っ込んだ調査はできないか。

【回答】 「技術者の配置が困難」との理由については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る整備事業、第5世代移動通信システムに係るインフラ整備事業等のため、多くの技術者がこれらの整備事業等に必要とされたことに伴うものと思料される。

また、落札業者は過去に長野県情報通信部が発注した無線中継所に係る工事の受注実績があり、工事対象施設に関するある程度の知見があったものと考えられるため、入札の結果として予定価格に近い入札価格になったと思料される。

予定価格と入札価格に関しては、各々精査した結果であるため、高落札率の要因に係る調査は困難と考えるが、入札にあたっては、入札書の提出期限を開札日の前日に設定する等の競争性確保に係る取組を行っており、今後もこれらの取組を継続してまいりたい。

【委員】 抽出時に、「説明会参加者が5社に対し、応札が1社で落札率が99.8%と高い」ため、理由を伺っている。「技術者の配置が困難」との理由となっているが、もう少し具体的にお伺いしたいのと、他の辞退理由もお伺いしたい。

【回答】 「技術者の配置が困難」との理由については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る各種の整備事業、第5世代移動通信システムに係るインフラ整備事業等のため、多くの技術者がこれらの整備事業等に必

要とされたことに伴い技術者の手配が困難になっているものと思料される。

また、この他の辞退理由は、以下のとおり。

F社 工事内容が合わなかったもの。

G社 応札までの準備期間が短い（公告から21日間必要）、仕様書の一部について、受注者準備品が含まれていて対応できなかった、メーカーから見積が出てこなかったことによるもの。

H社 応札できなかった業者の都合によるもの。

【委員】 回答内容については、承知した。

今年はオリンピックという特殊事業もあるが、期間が短いということの理由が多いようであれば、事業内容を配慮し、期間を延長するなどの措置が可能かどうかの検討もお願いしたい。

委員講評

【委員】 今回の抽出事例は、情報の調達と物品の調達に分けられるが、競争と参入障壁の点からすると、それぞれ異なった検討が必要になると思われる。

案件2では、インターフェース規約と画面仕様が不必要に細かくないか、前回の契約業者の製品に有利となっていないか、などが参入障壁と考えられる。

案件4では、国内のバスメーカーは、限定されているが、バスの一般車両としての市場価格は把握でき、あとは、艀装部分の開発整備調達費との兼ね合いで、他のメーカーがビジネスとして魅力を感じるかの問題（前回実績などをもとに入札前に競争が決着している）であるが、警察車両の調達価格一般からいえば、妥当な価格で推移しているものと思われる。

案件6では、技術者の配置が困難との理由は、一応納得できる理由であると思われる。

案件3については、仕様書を見ると、「本装置の具体的な仕様、設定等については、当庁と協議の上対応すること」とあり、前回契約業者に有利である。

案件5は、情報の調達であるが、実証実験であって、犯罪抑止、犯罪捜査の点から、非常に重要な実験と思う。この程度の契約金額ならば、より高度で信頼性のある情報収集システムの構築に向けて、2社以上の業者と契約し、実験内容を競争させたらどうか。

案件1については、意見で述べたとおりである。

調達においては、基本的に「競争」の理念に基づいて、事案に即して「参入障壁」の除去に努めるべきだと思う。

【委員】 物品役務等の調達については、競争性の改善などいろいろと工夫をこらしていただいているところであるが、いまだに1者応札や落札率100%のものが

多く見受けられる。様々な事情があることは理解しているが、引き続き、効率的な調達に向けて御努力いただきたい。

【委員】 一般競争入札の手間（人件費）をかけるべきかという点の検討を十分に行う必要がある。新規参入が可能だとしても現実的でないのであれば、その手間を過去の類似事業や市場価格の調査などに充てるなどの検討をすべきである。また、逆に手間はかかるが、一括で行っていた調達を、できるだけ分割することで競争性を確保することも重要かと思われる。